

第2次 滝川市環境基本計画・地域行動計画 【改訂版】(案)



令和3年2月

滝 川 市

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の範囲	2
4 計画期間	3
5 計画の構成	3
第2章 目指すべき環境の姿と基本目標	5
1 目指すべき環境の姿	5
2 基本目標	5
第3章 各分野の取組における現状と課題	6
1 生活環境（身近な問題）	6
2 地球環境（地球全体の問題）	8
3 自然環境・農業（自然・農業の保全）	11
4 環境コミュニティ（人とのつながり）	13
第4章 各分野の取組（行動）内容	17
1 生活環境（身近な問題）	17
2 地球環境（地球全体の問題）	20
3 自然環境・農業（自然・農業の保全）	22
4 環境コミュニティ（人とのつながり）	24
第5章 計画の推進と進行管理	26
1 計画推進のための体制・組織	26
2 推進の方針	26
3 計画の推進と進行管理	27
資料編	28
資料1 成果指標における数値目標の考え方	28
資料2 環境都市宣言	31
資料3 滝川市環境基本条例	31
資料4 滝川市環境市民委員会規則	35
資料5 滝川市環境市民委員会委員名簿	36
資料6 滝川市環境市民委員会開催経過	36

※表紙写真

國學院大學北海道短期大学部学生「地球温暖化防止活動普及大使」による「環境教室」

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市は、石狩川と空知川に育まれた豊かな大地と自然に恵まれ、平野部に展開しています。また、北海道の大動脈である道央自動車道と国道12号、J R函館本線とが縦貫し、国道38号と国道451号、J R根室本線がこれらから分岐しており、道央と道東・道北を結ぶ交通の拠点となっています。土地利用状況は、農地の比率が高く、田・畑で滝川市全体の約4割を占めています。

このような地理的条件を生かして、様々な都市機能を有する中空知の中核都市として発展してきましたが、経済的発展や都市化の進展により生活が便利になった反面、人々の営みが身近な環境を汚染すると同時に、広域的な生態系にまで影響を及ぼすようになりました。

そのため、本市では、平成15年1月に地域の優れた環境を再生し、美しい地球を未来に引き継ぐために環境にやさしいまちづくりに努めることを誓った「環境都市宣言」を行い、平成16年9月には環境の保全及び創出に関する基本理念などを定めた「滝川市環境基本条例」（以下「条例」という。）を制定しました。そして、平成18年3月、条例第10条の規定に基づいて環境の保全及び創出に関する長期的な目標と施策の基本的な事項並びに各主体別の行動内容について定めた「滝川市環境基本計画・地域行動計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、「地球環境と共生する「環^わのまち」たきかわ」の実現に向けて市民・事業者と市が共通の目的に向かって、3R^{*1}（リデュース^{*2}・リユース^{*3}・リサイクル^{*4}）や省エネルギー、自然環境の保全、環境教育の取組などを推進してきました。

しかし、第1次計画策定以降の10年間で環境や社会情勢は大きく変化し、異常気象によるゲリラ豪雨や大型台風、竜巻などの自然災害が増加しています。

また、地球温暖化^{*5}への関心が高まる中で、地球環境を見直す動きも活発化しています。そして、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第1原子力発電所の事故は、私たちのエネルギーに対する考え方を大きく変える契機となりました。

さらにさきに閉幕した国連気候変動枠組条約（UNFCCC）^{*6}第21回締約国会議（COP21）においては、京都議定書^{*7}以来18年ぶりとなる令和2年以降の新たな温暖化対策の枠組みとなる「パリ協定」が採択され、発展途上国を含む全ての国が協調して温室効果ガスの消滅に取り組む初めての枠組みが構築されるという世界の温暖化対策に関する歴史的な一歩を踏み出しました。

このような背景の下、第1次計画の計画期間が平成27年度で終了することに合わせて、市の新しい環境施策の指針として「第2次滝川市環境基本計画・地域行動計画」を平成28年3月に策定しました。

^{1*} リデュース(Reduce)・リユース(Reuse)・リサイクル(Recycle)の言葉の頭文字Rをとったもの

^{2*} Reduce：無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制すること

^{3*} Reuse：循環資源を製品としてそのまま使用すること

^{4*} Recycle：省資源、省エネルギーの推進、廃棄物(ごみ)の減少を図るため、資源として再利用できる廃棄物を活用すること

^{5*} 大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線の一部吸収して、宇宙空間に逃げる熱を封じ込める現象を温室効果といい、近年、このような効果を持つといわれる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロンガスなど)の濃度が増加しており、気候が温暖化する可能性が指摘されている

^{6*} 地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準について大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約で平成6年3月に発効

^{7*} 平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標を決定

2 計画の位置付け

第2次滝川市環境基本計画・地域行動計画は、条例第2条に規定する基本理念により、条例第10条の規定に基づき「環境の保全及び創出に関する長期的な目標並びに施策の基本的な事項」について定め、「各主体別の行動内容」を示すために策定したものであり、長期的な視点から総合的・計画的に環境施策の具体的な取組を推進するための計画です。

また、市が策定する環境に関する個別の計画については、この計画との整合性を図りながら策定し、推進していきます。

滝川市環境基本条例抜すい

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創出は、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創出は、河川をはじめとするあらゆる水環境の保全及び人と自然の共生に向けて、積極的に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創出は、環境に優しい持続可能な農業の促進に向けて、積極的に推進されなければならない。

4 環境の保全及び創出は、市民の主体的な参加と自主的な取組の下、積極的に推進されなければならない。

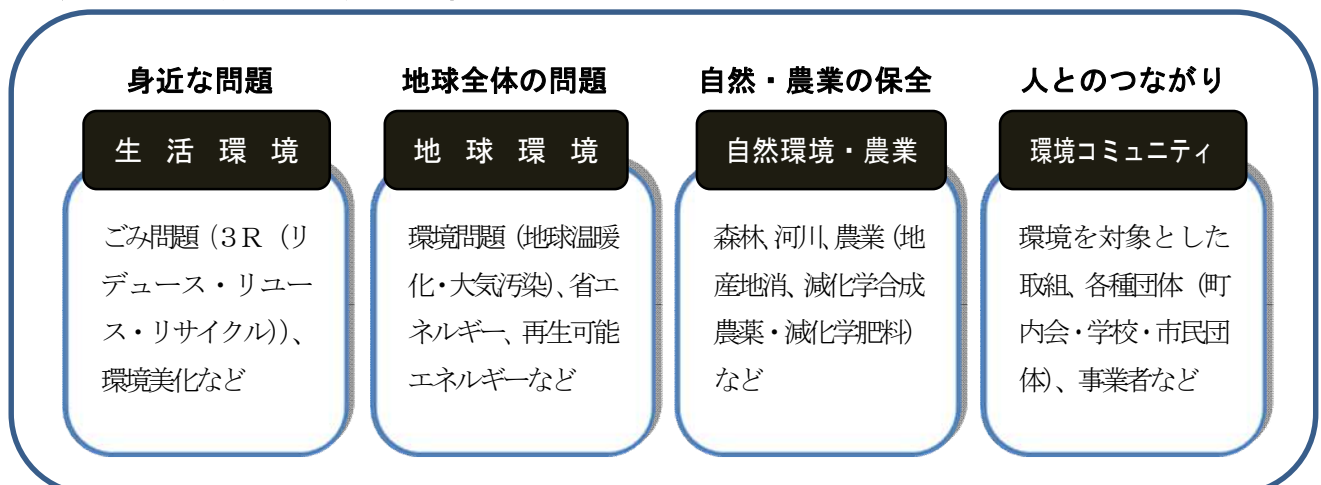
3 計画の範囲

「環境」とは、一般に「周りを取り巻く周囲の状態や世界」を意味し、幅広く使われる言葉であることから、この計画において対象とする「環境」についてあらかじめ整理します。

この計画においては「生活環境」、「地球環境」、「自然環境・農業」及び「環境コミュニティ」の4つを対象とし、それぞれの分野が扱う内容を次のとおりとします。

なお、条例第2条第3項に規定する農業については、第1次計画に引き続き自然環境と密接な関連を持つものとして同じ分野として取り扱います。

◇計画の対象として捉える環境の範囲



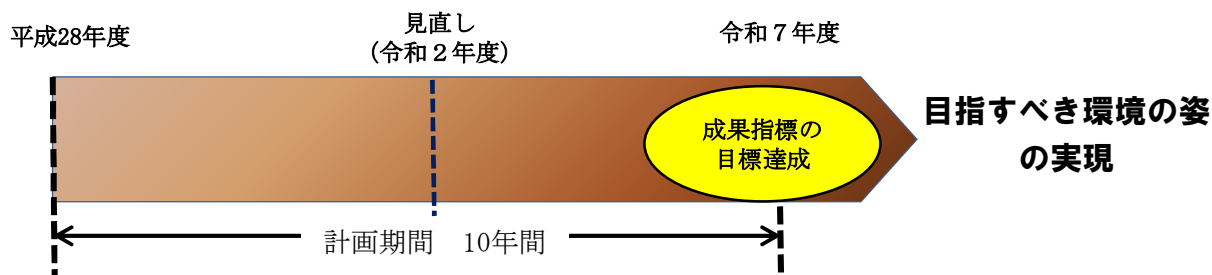
4 計画期間

第1次計画では「長期目標」を定め、この実現に向けて4つの物語を設定し、10年間、具体的な取組を展開してきました。

この計画においても長期的な展望の下、目指すべき環境の姿を定め、この実現に向けた「基本目標」を設定し、計画目標年度を10年後の令和7年度に定め、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間として取組を進めています。

令和2年度には社会情勢の変化に伴い、SDGs^{※8}などの環境対策に企業が積極的に取組など状況を踏まえ、計画の見直しを行いました。

◇目標の設定と計画期間



5 計画の構成

この計画の構成は、次ページの図に示すとおり、計画策定の基本的な考え方を示した後、条例の基本理念などを踏まえ、目指すべき環境の姿を定め、これを実現するために基本目標「豊かな環境を一人ひとりが守り育む『環^わのまち』たきかわ」を掲げます。

さらにこの基本目標を達成するため、4つの分野ごとにそれぞれの基本目標を定め、現状と課題を明らかにした上で各分野の主体ごとの取組（行動）内容を示し、これらの取組（行動）により達成すべき成果指標を設定します。

最後に計画推進のための体制・組織と推進の方針を示した後には計画の進行管理について明らかにします。



^{8*} 平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」で、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国ならず、先進国地震が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

第1章

計画策定の基本的な考え方

第2章

目指すべき 環境の姿

一人ひとりが環境に配慮した行動を心掛けることにより、豊かな自然を守り、森や川など身近な自然、動植物などを育みながら、環境の保全に取り組む人々の『環^わ』を未来に向けて創り・守っていくまち

基本目標

豊かな環境を一人ひとりが守り育む『環^わのまち』たきかわ

生活環境

環境にやさしく
資源を有効に活用する循環型社会を目指すまち

地球環境

エネルギーを大切にし、環境への負荷の少ないまち

自然環境・農業

身近な自然と触れ合うことでその大切さや素晴らしさを実感できるまち

環境コミュニティ

みんなが学び、共有することにより環境保全の環^わが広がるまち

第3章

各分野の取組における現状と課題（今までの取組状況）

第4章

各分野の取組（行動）内容

成果指標

第5章

計画の推進と進行管理

第2章 目指すべき環境の姿と基本目標

1 目指すべき環境の姿

条例の基本理念などを踏まえ、市民・事業者・市が協力し合う環境保全の推進に当たっての共有イメージとして、目指すべき環境の姿を次のとおり定めます。

一人ひとりが環境に配慮した行動を心掛けることにより、豊かな自然を守り、森や川など身近な自然、動植物などを育みながら、環境の保全に取り組む人々の『環^わ』を未来に向けて創り・守っていくまち

2 基本目標

目指すべき環境の姿を実現するため、次のとおり基本目標を掲げます。

また、この基本目標を達成するため、環境を構成する4つの分野のそれぞれに基本目標を定めます。これらの分野別の基本目標は、第1次計画における4つの分野別物語に当たるものです。

基本目標

豊かな環境を一人ひとりが守り育む
『環^わのまち』たきかわ

分野別の基本目標

生活環境

目標1：環境にやさしく資源を有効に活用する循環型社会を目指すまち

地球環境

目標2：エネルギーを大切にし、環境への負荷の少ないまち

自然環境・農業

目標3：身近な自然と触れ合うことでその大切さや素晴らしさを実感できるまち

環境コミュニティ

目標4：みんなが^わ学び、共有することにより環境保全の環^わが広がるまち

第3章 各分野の取組における現状と課題

1 生活環境（身近な問題）

（1）現状とこれまでの取組

ア 滝川市におけるごみ分別（環境都市宣言以降）

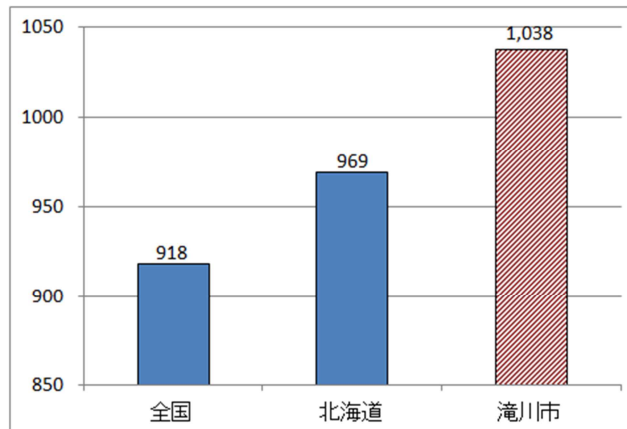


年 度	事 項
平成15年度	広域ごみ処理施設「リサイクリーン」の稼働に併せて、生ごみ・資源ごみの分別収集を開始（5分別7種類） ごみ処理手数料を定額制から従量制に変更
平成16年度	古紙・古着の拠点回収を開始
平成19年度	紙パック・天ぷら油の拠点回収を開始
平成22年度	古紙（資源ごみに追加）の巡回収集を開始
平成25年度	広域ごみ焼却施設「中・北空知エネクリーン」が稼働 使用済み小型家電の拠点回収を開始
平成26年度	ごみ処理手数料の改定 雑がみ（資源ごみに追加）及び特定品目 ^{9*} の巡回収集を開始

イ 全国・北海道とのごみ排出量の比較

平成30年度の市民1人1日当たりごみ排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ）は1,038gで、国民1人1日当たりの排出量の918g、道民1人1日当たりの排出量の969gを上回っています。

図1 1人1日当たりのごみ排出量（平成30年度）



ウ 滝川市における3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

「広報たきかわ」に毎月掲載する「不用品データバンク」の活用や市公式ホームページでの「リユースショップ」の情報提供のほか、大規模なフリーマーケットをメインとしたイベント「リサイクルフェア」の開催を通じて3R活動を推進し、循環の環の拡大に努めてきました。

（2）第2次計画における数値目標の中間達成状況

ア 市民1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ（資源ごみを除く））

第1次計画における数値目標は、計画の施策効果や市民努力を見込み、平成16年度のごみ排出

^{9*} ごみ収集車の火災原因となっていた危険なごみ(ライター、スプレー缶など)や有害物質を含むごみ(蛍光灯、水銀、電池類など)

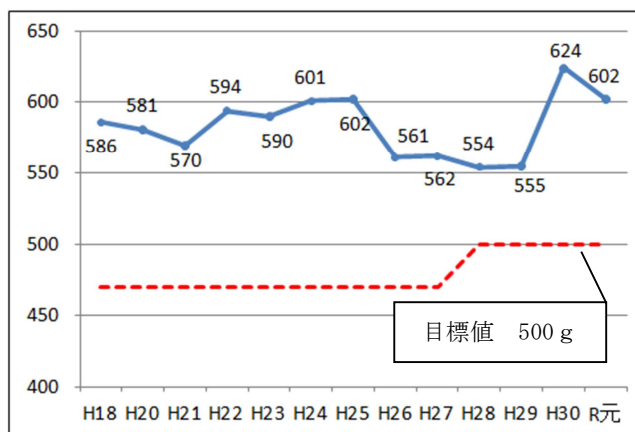
量実績から約2割削減した470gを目指すこととしたものです。

平成18年度の586gから増減しながら平成25年度には602gまで増えましたが、平成26年度にごみの分別の見直しを行い、新たな分別方法の啓発に努めたことから555gまで減少しました。

令和元年度には602gと増加しましたが、主な要因として地域高齢化による終活や空き家等の除却が増えたことが考えられます。

第2次計画では市民のごみ減量化の努力がわかりやすいように家庭系ごみ（資源ごみを除く。）に限定し、平成23年3月に策定の滝川市一般廃棄物処理基本計画（以下「平成23年処理基本計画」という。）により、目標を500gとしています。

図2 市民1人1日当たりのごみ排出量(単位:g)



※資源ごみ及び事業系ごみは含んでいません

イ リサイクル率^{※10}

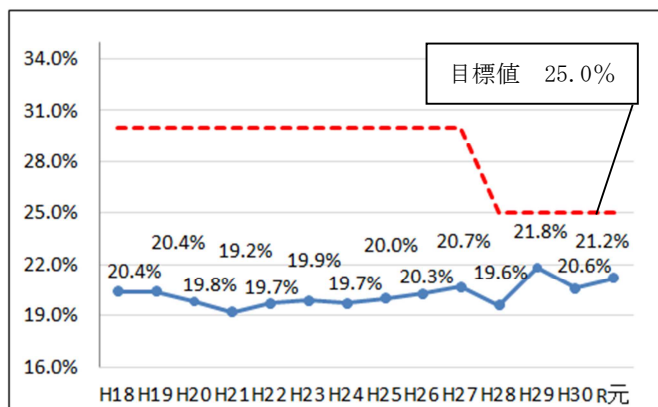
第1次計画における数値目標は、平成16年度のリサイクル率21.7%についてごみ量全体の削減や資源物の分別徹底、拠点回収の充実などにより30.0%を目指すこととしたものです。

第2次計画では平成23年処理基本計画により目標値を25.0%としています。

平成19年度から平成21年度までは低下傾向が続き19.2%まで下りましたが、平成22年度に新たに古紙回収を開始したことをきっかけにしてリサイクル率は上り、増減はあるものの平成26年度から資源ごみに「雑がみ」を加えることにより全体として上がってきています。

令和元年度は目標には達しませんが、21.2%となりリサイクル率の向上が見られます。

図3 リサイクル率



(3) 課題

ごみ排出量は、ごみの分別方法の見直しや啓発活動などの取組の成果により減少しましたが、国や北海道の1人1日当たりのごみ排出量を上回っています。リサイクル率は、平成21年度までは低下し続けたものの、その後上昇傾向にあります。引き続き3Rの取組の推進を図る必要があります。そのためには、私たち一人ひとりが生活を見直すとともに、ごみの減量化やリサイクル率向上につながる取組などについて考え、実践していくことが求められます。

また、廃棄物を適正に処理することのほか、不法投棄やポイ捨てなどを防ぐため、環境美化に対する意識を高め、ボランティア活動を支援する取組が必要です。

^{10*} 1年間のごみの排出総量に対し、集団資源回収や資源ごみ回収及び粗大ごみ等から回収した資源物量の割合

2 地球環境（地球全体の問題）



（1）現状とこれまでの取組

ア 地球温暖化に伴う気候変動

近年、気温上昇や局地的な大雨が増加する傾向の背景には、地球温暖化が関わっていると考えられており、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの削減に向けて世界各地で取り組んでいます。滝川市においては、温室効果ガスの1つであるCO₂の排出量は、平成24年が359千tで、平成19年の排出量349千tと比較して、2.9%増加しています^{※11}。

イ 地域における再生可能エネルギー^{※12}や省エネルギー機器の導入

（ア）市や一部事務組合による再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの取組

市や中空知衛生施設組合、中・北空知廃棄物処理広域連合及び石狩川流域下水道組合では、それぞれの処理の過程でごみなどを電気や熱に変換するなど、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を積極的に進めています。

照明のLED化については、省エネルギーの面から効果的で、電気料の削減につながり、街路灯については、多くの町内会や街路維持組合で導入が進んでおります。

○再生可能エネルギーの活用

- ・ 生ごみによるメタンガス発電 … 中空知衛生施設組合リサイクルセンター
- ・ し尿や浄化槽汚泥、下水道の汚水によるメタンガス発電 … 石狩川流域下水道奈井江浄化センター
- ・ 太陽光発電 … 滝川市役所庁舎、滝川ふれ愛の里、
滝川第三小学校、北海道滝川高等学校、
札幌地方検察庁滝川支部
- ・ 小型風力発電、太陽熱温水器 … 滝川ふれ愛の里

○ごみ焼却エネルギー利用

- ・ 可燃ごみを焼却した熱による発電 … 中・北空知エネクリーン

○省エネルギー機器の導入

- ・ LED照明 … 市内街路灯、小・中学校屋内体育館など

市内街路灯LED化の取り組み状況

（単位：灯）

	LED 新規導入	LED への切替	合計	LED 化率
令和元年度	37	438	475	70.39%
平成30年度	30	454	484	62.39%
平成29年度	6	452	458	54.42%
平成28年度	35	665	700	45.12%
平成27年度	13	467	480	34.81%
平成26年度	26	962	988	23.34%

^{11*} 出典：部門別CO₂排出量の現況推計（環境省）

^{12*} 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」で、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、バイオマスなど

(イ) 地域における再生可能エネルギーの導入

太陽光発電に関しては、令和2年11月現在、市内5か所に大規模太陽光発電所（メガソーラー）が設置されたほか、事業所や家庭においても多数設置され、電力会社と受給契約している件数が190件程になるなど再生可能エネルギーの普及が進みました。

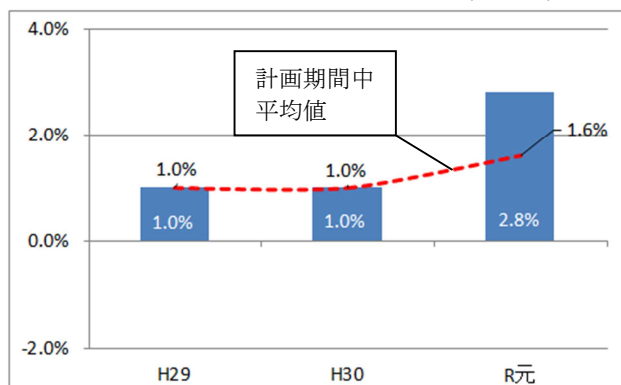
(2) 第2次計画における数値目標の中間達成状況

ア 省エネモニター^{※13}のCO₂排出量

第2次計画での数値目標は、省エネモニターの同一世帯における電気やガス、灯油、ガソリンなどの使用量をCO₂排出量に換算し、前年と比較した割合をエネルギーの使用の合理化等に関する法律における努力目標1%低減を計画期間中の平均で目指すこととしたもので、平成元年度の段階では目標を達成しております。

なお、省エネモニターの生活スタイルの変化等により適正な状況の判断が出来なくなったことから、令和元年度で省エネモニター調査を終了しました。

図4 省エネモニターのCO₂排出量低減率(前年比)



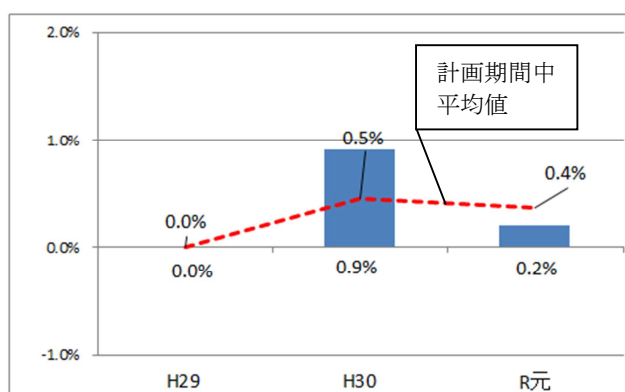
※H28は第2次環境計画初年度のため実績なし

イ 公共施設におけるエネルギー消費量

第2次計画での数値目標は、平成23年3月の計画改訂により新たに設定したもので、消費したエネルギー量を原油量に換算しています。

上記ア同様に努力目標1%低減を計画期間中の平均で達成することを目指したこととしたもので、平成元年度の段階では目標を達成できませんでした。

図5 公共施設におけるエネルギー削減率



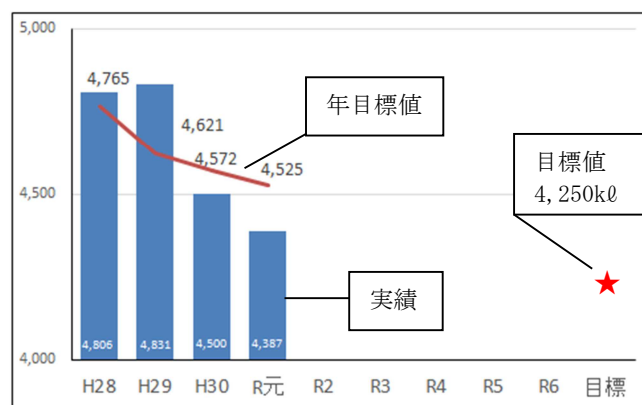
※H28は第2次環境計画初年度のため実績なし



¹³* 市民から募集し、家庭での電気、ガス、灯油、ガソリンの使用量などを集計してCO₂排出量を計算し、CO₂を減らす実践的な行動につなげるもの

また、原油量換算値も設定しており、平成26年度の4,765kℓから目標年度には4,250kℓへの削減を目標としています。平成元年度の原油量換算値は目標4,525kℓに対し4,387kℓの実績で目標を達成しています。

図6 公共施設におけるエネルギー原油量換算値(単位:kℓ)



※H28 は第2次環境計画初年度のため実績なし

(3) 課題

地球環境における課題の1つとして、地球温暖化があげられます。地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの発生を抑制する必要がある、太陽光発電など自然エネルギーの利用促進や省エネルギー機器であるLED照明の普及、エコカーの導入、公共交通機関の利用促進を図ることが求められます。

そのためには、私たち一人ひとりが地球温暖化についての知識を深め、どのような取組が必要なのかを考え、行動しなくてはなりません。市や関係機関はそのために必要な情報の収集に努め、様々な機会を通じて発信していく必要があります。



3 自然環境・農業（自然・農業の保全）



（１）現状とこれまでの取組

ア 自然環境

（ア）森林環境

滝川の森林は、道立花・野菜技術センター及び丸加高原周辺の天然林、丸加高原以東のトドマツ、エゾマツを中心とした人工造林に大別されます。

滝川周辺は道内でも雪の多い地域であり、多雪地に偏って分布する野生植物も多く見られます。その「多雪地植物」は森の中に多く見られますが、丸加高原など山地になるほど目立つようになります。

平成30年の滝川市の森林面積は、1,176haで総面積の10.1%を占め、森林のうち、天然林が670ha、人工林が506haとなっています。なお、平成25年の森林面積1,211haと比較すると5年間で2.9%減少しています^{※14}。

また、植樹や森の整備も行われており、「石狩川ルネサンスの森」や「石狩川再生の森」、「北辰の森」、「そらぷちキッズキャンプの森」が整備されました。市では、市民の憩いとなる公園や、緑の潤いを与える街路樹の維持・管理も行っています。

（イ）河川環境

市内には、国内3番目の長さを誇る石狩川とその支流に当たる空知川の2大河川が流れ、そのほか、須麻馬内川、熊穴川、江部乙川、ラウネ川など多くの河川があり、川はまちのシンボルとして市民に親しまれています。

イ 滝川市の農業

（ア）農業の状況

農業は私たちが生きていくのに必要な食料生産だけでなく、水田では雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防ぐなど、大きな役割を果たしているとともに、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに配慮しつつ、土づくりを通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した環境にやさしい農業の取組が進められています。

また、農業体験や地元の食材を通じて、食べることの大切さや素晴らしさを知る食育^{※15}の活動も積極的に取り組んできました。

農業経営体数は、減少し続けており、平成22年の399戸に対し、平成27年には344戸と5年間で13.7%減少しています^{※16}。

（イ）経営耕地面積

平成27年の経営耕地面積は、田・畑・樹園地を合わせて4,371haで、滝川市総面積の37.7%を占めています。

なお、平成22年の経営耕地面積4,319haと比較すると10年間で1.2%増加しています^{※17}。

^{14*} 出展：北海道林業統計（北海道）

^{15*} 様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育て、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるもの

^{16*} 出展：農林業センサス（農林水産省）

^{17*} 出展：農林業センサス（農林水産省）

(2) 第2次計画における数値目標の中間達成状況

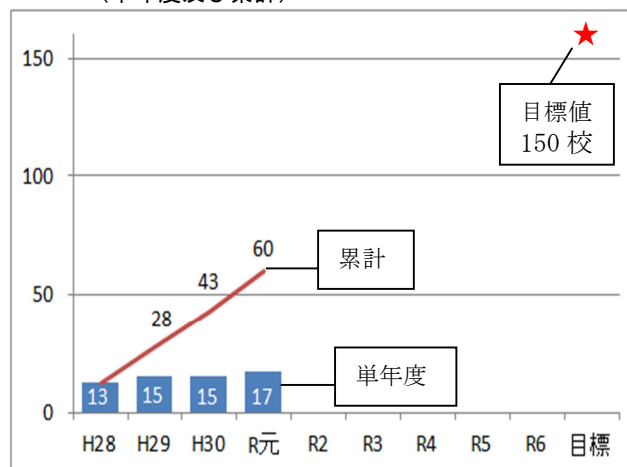
ア 農業体験授業（事業）の実施校数

第1次計画における数値目標は、平成23年3月の計画改訂により新たに設定したものです。市内の教育機関などにおける農業体験授業（事業）の実施校数と規定することとし、平成22年度の実施校数6校を基に2校程度増加させることを目指すこととしたものです。

令和元年度までの累計は60校ですが、今後学校の統廃合も予定されており、令和7年度目標の150校には届かない見込みです。

学校の授業のほかにも、農業体験と食育事業を合わせた事業や市民団体が取り組む食育事業、市内保育所による収穫体験など、子どもたちを中心に農業や食に関する活動が実施されています。

図7 農業体験授業（事業）実施校数（単位：校）
（単年度及び累計）



イ 石狩川ルネサンスの森植栽本数

第1次計画における数値目標は、市民共有の財産である森林整備を市民参加により拡大し、平成17年度の植栽本数500本から約2.5割増加させることを目指すこととしたものです。

7,700本の植栽を目標に進めてきてましたが、平成28年度までに8,263本を植栽し適正本数となったことで植栽活動は終了したことから、第2次計画での数値目標は設定しておりません。現在は豊かな森へと育むためのメンテナンスを行っています。

(3) 課題

市内には石狩川と空知川の2大河川が流れ、まちに帯状の自然景観を生み出し、菜の花畑などの美しい農村景観も形成されており、身近な自然を学ぶことができる環境が整っています。これらの自然環境の保全を図るためには、身近な自然を学び、理解を深め、その関心を高めていくことが求められることから、豊かな自然を活用した学習の機会の提供や人材の育成が必要です。

最も身近な自然として公園や街路樹があり、これらは市民にやすらぎと憩いをもたらし、まちに緑の潤いを与えることから、今後も計画的で適正な維持管理が求められます。

環境にやさしい農業を促進することで自然環境の保全につながることから、それを支える取組が大切であり、それらに対する理解や関心を高めてもらうため、農業体験機会の充実や地元農畜産物を活用した食育・地産地消の推進が必要です。



4 環境コミュニティ（人とのつながり）

（1）現状とこれまでの取組

ア 環境に関わる市民活動の状況

たきかわエコネット^{※18}登録団体による環境への取組が活発に行われ、自然環境・農業の保全や環境教育などの分野において大きな役割を果たしてきました。

市内の動植物や水質の調査、自然観察会などは、たきかわエコネット登録団体である「たきかわ環境フォーラム」や「江部乙丘陵地のファンクラブ」なども実施しており、今後はそれらの調査データなどを共有し、活用する方策の検討が求められます。

一方、再生可能エネルギーをはじめとした次世代エネルギー設備の整備などの取組が評価され、経済産業省から次世代エネルギーパーク^{※19}として認定されたことで、環境教育の拠点としての可能性が生まれています。

これらの活動から、平成31年1月に環境首都創造NGO全国ネットワーク「地域から持続可能で豊かな社会を創る自治体政策評価オリンピック」において、「自動車学校との連携によるエコドライブの効果的普及」で先進事例として表彰を受けました。

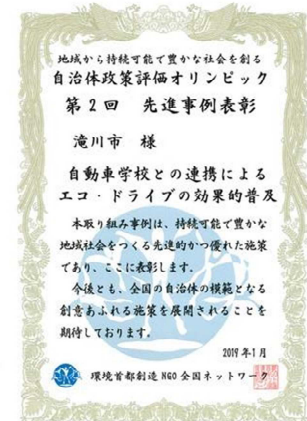
また、令和元年11月には空知自動車学園が自校の卒業時講習会や高齢者講習でエコドライブ講習を実施したほか、エコドライブに特化したメールマガジンを配信した実績が認められ、エコドライブ普及推進協議会主催の「エコドライブ活動コンクール」において、審査員長特別賞を受賞しました。

イ 環境教育

環境教育に関する取組として、大人を対象にした環境学習リーダー養成講座を開催し、環境に関心を持つ市民の環^わを広げてきました。平成26年度からは高校生を環境学習リーダーとして育成するため、市内3高等学校（滝川高等学校、滝川工業高等学校、滝川西高等学校）の生徒によるボランティアチーム「エコ部！」を結成しました。平成26年度には約300人の児童が参加して、ごみ処理施設の見学会やものづくり体験に取り組み、平成27年度には500人以上の児童が参加した「夏休み！木育^{※20}・食育ものづくり楽校」を6日間にわたり開催するなどの取組を行い、環境学習の裾野を広げました。

さらに市内小・中学校における出前講座を行ったほか、美術自然史館では、毎年空知川での化石採集を通じて太古の地球環境を学ぶとともに、川の身近な自然観察を行っています。

平成29年度からは「エコ部！」に滝川高等学校科学部生徒が加わり、市内の児童センターに通う子供たちを対象に、太陽光とペットボトルを利用した「ペットエコライト」の工作教室や省エネルギーと地球温暖化、COOL CHOICEをテーマとした環境講座を実施しました。



¹⁸* インターネットを活用し、環境に関する情報発信や連絡体制の共有・活性化を図るためのネットワークづくりとして、滝川市が設置し、平成27年12月現在8団体が登録

エコネット登録団体 「緑とエコ・サポーターネット」、「江部乙丘陵地のファンクラブ」、「滝川消費者協会」、「手紬染織工房たきかわ」、「日本野鳥の会滝川支部」、「たきかわ環境フォーラム」、「滝川おもしろ食育塾」、「NPO法人まち・川づくりサポートセンター」

¹⁹* 再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に国民が見て触れる機会を通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図る計画を経済産業省が認定するもの

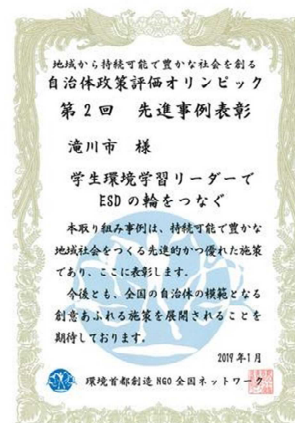
²⁰* 木材に対する親しみや木の文化への理解を深め、木の良さやその利用の意義を学び、木や森林に対する豊かな心を育む活動

これらの活動は平成30年度から滝川高等学校理数科1年生に引き継がれ、北海道環境財団が実施する専門的な環境講座を受講し、保育園児たちに教えるという活動を通して、高校生自身も自らの行動を振り返り、自分自身で考え、人と地球に優しい行動ができるようになることを目的としています。講座の受講により、環境教育に必要なノウハウを学んだほか、「人」と「地球環境」について再度考え、責任ある行動がとれる人材を育成する場となっています。

また、平成30年度と令和元年度には、国学院大学北海道短期大学部で小学校教員を目指し教職課程を履修する学生を対象に、北海道環境財団から地球温暖化問題や国民運動「COOL CHOICE」の背景等の基礎的な情報、民生・家庭部門における取組推進における考え方等、基盤的な知見や伝え方のノウハウなどを学んでもらい「地球温暖化防止活動普及大使」として養成しました。

「地球温暖化防止活動普及大使」は市内の小学校で地球温暖化の現状とその防止対策についての環境教育を行い、子供たちが地球温暖化の現状に興味・関心を持つきっかけづくりを行いました。短大生が環境教育を行うことで、次世代の「普及大使」の育成に貢献するとともに、異年齢交流を推進し、地域における環境コミュニティの創造・拡大を図っています。

これらの環境学習リーダー及び地球温暖化防止活動普及大使活動により平成31年1月に環境首都創造NGO全国ネットワーク「地域から持続可能で豊かな社会を創る自治体政策評価オリンピック」において、「学生環境学習リーダーでESD^{*21}の輪をつなぐ」先進事例として表彰を受けました。



ウ 情報発信

環境やその取組に関する情報を広く市民が共有し、参加の機会を広げるための環境市民大会を毎年開催しています。

エ 食育の取組

現在の食生活は、社会環境の変化を受け、手軽で便利なものになりましたが、一方では、孤食や欠食など新たな問題も浮き彫りになっています。平成28年3月に「第3次食育推進行動計画～すこやかたきかわっ子食育プラン」を策定し、食育活動を積極的に展開しています。子どもたちを中心に食への関心が高まり、安全で安心な地元食材を活用した地産地消の取組も定着してきました。

また、も滝川消費者まつりにおいて、地球温暖化防止活動普及大使として活動する国学院大学北海道短期大学部の学生によるブース出展され、食品ロスについてのPRが行われました。



²¹* 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のことで「持続可能な開発のための教育」と訳される。SDGsの取組のひとつ

(2) 第2次計画における数値目標の中間達成状況

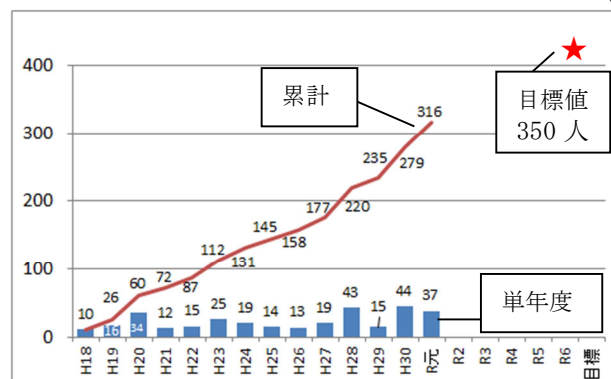
ア 環境学習リーダー養成講座の受講者数

第2次計画における数値目標は、複数年に渡る継続的参加の促進も視野に入れ、計画期間中の累計延べ参加者人数350人を目指すこととしたものです。

令和元年度までの累計は316人で目標達成に向けて取り組みを続けております。

平成30年からは滝川高等学校と連携し、理数科1年生を中心に環境学習リーダーを養成しました。

図8 環境学習リーダー養成講座の受講者数（単位：人）

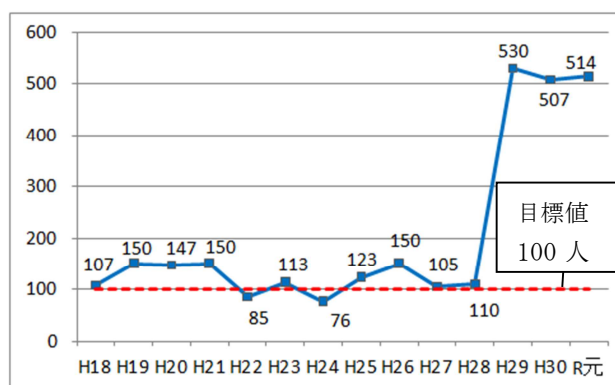


イ 環境市民大会の参加者数

第2次計画における数値目標は、各種イベント催と組み合わせるなど工夫して参加者の拡大を図り、1回当たり100人以上の参加者数を目指すこととしたものです。

計画期間の平成28年度以降は目標人数を越えており、平成29年度以降は滝川高校と連携し実施したことで、目標人数を大幅に超えた実績となりました。

図9 環境市民大会の参加者数（単位：人）

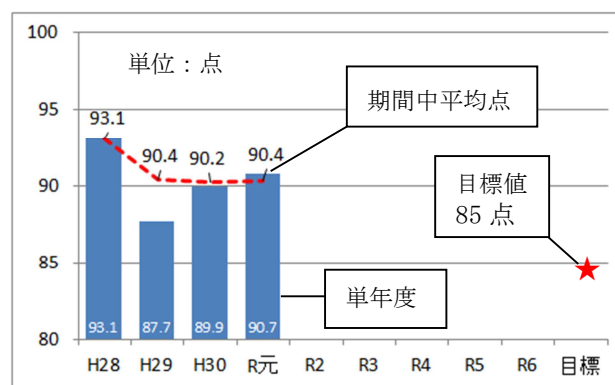


ウ 環境関連イベントにおける参加者数の平均評価点

第2次計画における数値目標は、平成23年3月の計画改訂により新たに設定したものです。市が主催する環境関連イベントの質の向上に努めるべく参加者アンケートにより評価を実施し、期間中の平均が85点以上を目指すこととしたものです。

令和元年度までの平均は90.4点で目標を達成しており、実施内容に対する評価が高いことが伺えます。

図10 環境関連イベントにおける参加者の平均評価点

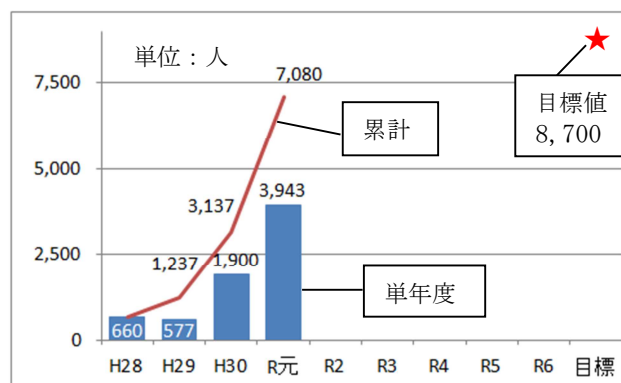


エ エコネット登録団体の自然保護活動参加人数

「たきかわエコネット」とは自然保護活動や農業体験などを行っている団体のネットワークで、令和2年12月現在8団体の登録があります。各団体において生き物や自然の大切さを知り、限りある資源の保全活動などを行っています。目標年度の自然活動参加人数は累計8,700人としています。

令和元年度までの累計参加人数は7,080人で、今後も新規登録団体増加並びに既存団体への実施の呼びかけを継続し、目標達成に向けて取り組んでいきます。

図11 エコネット登録団体の自然保護活動参加人数



(3) 課題

市や関係団体が積極的に環境に関する学習会などを実施し、多くの方に参加していただけるような取組が必要です。今後は、関係機関・団体の横の連携を図るとともに、情報を集約し、それらを結びつけるような仕組みづくりが求められます。

環境学習リーダーの養成については、高校生による新たな取り組みがあり、今後はリーダーの数を増すとともに、育成したリーダーが活動する機会を充実させ、活躍できる場や仕組みづくりを進めていくことが求められます。



第4章 各分野の取組（行動）内容

1 生活環境（身近な問題）

（１）基本目標：環境にやさしく資源を有効に活用する循環型社会を目指すまち

（２）主体ごとの取組（行動）内容

ア エコライフ※22スタイルの実践

項目	取組	主体	取組（行動）内容
1) エコを意識しながら生活するライフスタイルの実践	エコライフたきかわ	市 民 事業者	◆新たな市民運動「エコライフたきかわ」に参加し、その取組を実践します。
		市	◆新たな市民運動「エコライフたきかわ」を重点的に推進します。

○「エコライフたきかわ」とは

無理なく実践できる省資源、省エネルギー、3Rの取組など環境にやさしい行動を「エコライフたきかわ」として提唱するもので、市民一人ひとり、個々の事業所がこの運動への参加を通じて自らの行動を見直し、環境にやさしいライフスタイルを目指すものです。

平成28年度からは、いつでも、どこでも、だれでも簡単にできる「人」と「地球環境」にやさしいすべての行動ができることを目標とした新しい市民運動「エコたき」を推進しています。

「エコたき」の基本となる4つの項目を「エコたき4か条」と名付け、滝川西高等学校美術部によりポスタ、チラシやイメージキャラクターを作成し、ホームページ、広報、イベントなどで周知し、市民への「エコたき」普及に向けて、積極的な取り組みを行っています。



※22 省資源、省エネルギー、3Rの取組などの環境にやさしい生活や環境保全活動が日々の生活の中で自然に取り囲まれていること

イ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

項目	取組	主体	取組（行動）内容
1) ごみの減量化（リデュース）・分別	情報収集・発信	市 民 事業者	◆ごみの減量化などに関する学習会や講演会などに参加します。
		市	◆ホームページやパンフレットなどを利用し、ごみの分別方法や減量化の啓発を行います。 ◆ごみの減量化に必要なごみを出さない生活のあり方についてイベントやホームページなどで啓発します。 ◆ごみの減量化などに関する学習会や講演会などの開催に努めます。
	排出抑制の取組	市 民	◆エコバックを利用します。 ◆ものを大切に使うことを基本とし、ごみを出さない生活を心掛けます。 ◆ごみの分別方法を守ります。
		事業者	◆簡易包装に努めます。 ◆産業廃棄物 ^{※23} と事業系一般廃棄物 ^{※24} などの区分を理解し、ごみの分別を守ります。 ◆ごみ減量化の視点から商品開発に努めます。
		市	◆ごみ減量化の取組の検証・評価を行います。 ◆リサイクル推進員や団体と協力し、ごみの適正処理に向けた活動を行います。 ◆適正なごみ処理のあり方を検討します。
2) リユース・リサイクル	リユース・リサイクル	市 民	◆リサイクル製品の購入や中古品の活用など、再利用を心掛けます。 ◆使用済廃食用油・古繊維の拠点回収の利用を心掛けます。 ◆ペットボトルの再生原料化拡大に向けて、新たな回収方法に取り組みます。
		事業者	◆リサイクル製品やグリーン購入 ^{※25} 適合商品の購入に努めます。 ◆古紙のリサイクルを推進します。 ◆カレンダーリサイクル事業に協力し、余剰カレンダーを提供します。 ◆ペットボトルの再生原料化拡大に向けて、新たな回収方法に取り組みます。
		市	◆リサイクル製品やグリーン購入適合商品の購入に努めます。

²³* 工場、事業場などの事業活動に伴って生じた「廃棄物の処理及び清掃法に関する法律」により定められた20種類の廃棄物

²⁴* 工場、事業場などの事業活動に伴って生じた「廃棄物の処理及び清掃法に関する法律」により定められた20種類以外の廃棄物

²⁵* 市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷の少ないものを優先的に購入すること

項目	取組	主体	取組（行動）内容
	フリーマーケット・リサイクルショップなど		◆使用済廃食用油・古繊維の回収を進めます。 ◆カレンダーリサイクル事業を行います。 ◆ペットボトルの再生原料化拡大に向けて、新たな回収方法を提案し推進します。
		市 民	◆フリーマーケット、リサイクルショップなどを活用します。
		事業者	◆フリーマーケットに参加・協力します。 ◆市と協力し、リサイクルフェアを共催します。
		市	◆フリーマーケット情報交流事業など、リユース品の利用促進についての啓発を図ります。 ◆不用品データバンク事業を行います。 ◆事業者と協力し、リサイクルフェアを共催します。

ウ 環境美化活動の推進

項目	取組	主体	取組（行動）内容
1) 環境の美化	不法投棄対応	市	◆不法投棄防止の啓発活動や監視体制の強化を図ります。
	ボランティア活動の推進	市 民 事業者	◆たきかわクリーンデイ（全市一斉清掃）に参加します。 ◆ボランティア袋を活用し、環境の美化に努めます。
		市	◆たきかわクリーンデイ（全市一斉清掃）の期間を設定し、ボランティアの参加について呼びかけます。 ◆ボランティア袋を配布し、ボランティア活動を支援します。

（３）成果指標

生活環境

No.	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和７年度）
1	市民１人１日当たりのごみ排出量 （家庭系ごみ（資源ごみを除く））	602 g	580 g

No.	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和７年度）
2	リサイクル率	19.2%	25.0%

2 地球環境（地球全体の問題）

（１）基本目標：エネルギーを大切にし、環境への負荷の少ないまち

（２）主体ごとの取組（行動）内容

ア 地球温暖化対策の推進

項目	取組	主体	取組（行動）内容
1) 計画的な地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策の実施	市 民 事業者	◆地球温暖化対策に関する情報提供・対策の知識と理解を深めます。
		市	◆滝川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、市の各施設において省エネルギーに取り組み、地球温暖化対策を率先して進めます。 ◆地球温暖化対策に関する情報提供・対策の発信に努めます。
2) 省エネルギーの推進	情報収集・発信	市 民 事業者	◆省エネルギーに関する知識と理解を深めます。 ◆省エネルギーに関するイベントや講座に参加します。
		市	◆省エネルギーに関する情報提供・対策の発信に努めます。 ◆省エネルギーに関するイベントや講座の開催に努めます。
	省エネルギーの実践	市 民	◆省エネルギーの取組を実践します。 ◆照明をはじめ、家電製品などの使用時間や待機電力を減らし、節電に努めます。 ◆公共交通機関の利用に努めます。 ◆エコドライブ ^{※26} の実践に努めます。 ◆LED照明などの省エネルギー機器の導入に努めます。
		事業者	◆照明をはじめ、電気設備などの使用時間や待機電力を減らし、節電に努めます。 ◆環境への負荷の少ない事業活動に努めます。 ◆エコドライブを行います。 ◆LED照明などの省エネルギー機器の導入に努めます。 ◆省エネルギーや温暖化対策の推進に取り組みます。 ◆環境省などによる省エネルギー診断などを利用した取組を検討します。 ◆環境省が策定した事業者向けのCO ₂ 排出削減対策への参加を検討します。
		市	◆道路環境の整備や公共交通機関の確保に努めます。 ◆エコドライブに関する情報の提供に努めます。

²⁶* 自動車などの運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスの量を削減するための適正な整備及び適切な運転方法

項目	取組	主体	取組（行動）内容
			◆LED照明などの省エネルギー機器の導入や普及に努めます。 ◆町内会などが維持管理する街路灯のLED切替促進に努めます。 ◆公共施設マネジメント計画に基づき、公共施設の長寿命化を図るための省エネルギー化を含む計画的な修繕に努めます。 ◆環境省が策定した事業者向けのCO₂削減対策について、情報提供に努めます。
3) 再生可能エネルギーの利用促進	情報収集・発信	市 民 事業者	◆再生可能エネルギーに関する知識と理解を深めます。 ◆再生可能エネルギーに関するイベントや講座に参加します。
		市	◆再生可能エネルギーに関する情報提供・対策の発信に努めます。 ◆再生可能エネルギーに関するイベントや講座の開催に努めます。 ◆廃棄物処理施設における発電その他公共施設における再生可能エネルギー活用事例などの情報提供に努めます。
	再生可能エネルギーの導入	市 民	◆再生可能エネルギーについての情報収集・学習に取り組み、再生可能エネルギーの導入を検討します。
		事業者	◆再生可能エネルギーの導入を検討します。
		市	◆再生可能エネルギーの導入を検討するとともに普及・啓発に努めます。

イ その他の地球環境問題への対応

項目	取組	主体	取組（行動）内容
1) PM2.5・フロンガス※ ²⁷ などの情報収集・提供	情報収集・提供	市	◆PM2.5やフロンガスなどの地球環境問題について、国や北海道からの情報収集に努めるとともに、ホームページやコミュニティFMなどで必要な情報を市民に周知します。

²⁷* 炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物(CFC、HCFC、HFC)の総称で、化学的安定性、耐熱性、低毒性などの優れた性質を持ち、エアコンの冷媒、各種スプレーの噴射剤、半導体産業での洗浄剤などとして広く利用されてきた気体だが、特定の種類のフロンは、成層圏でのオゾン層破壊や温室効果が指摘されている

(3) 成果指標

地球環境

No.	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
1	滝川市の公共施設におけるエネルギー消費量 （1年間に消費したエネルギー量を原油量に換算）	4,387kℓ	4,250kℓ

3 自然環境・農業（自然・農業の保全）

（1）基本目標：身近な自然と触れ合うことでその大切さや素晴らしさを実感できるまち

（2）主体ごとの取組（行動）内容

ア 身近な自然環境の保全と活用

項目	取組	主体	取組（行動）内容
1) 豊かな自然資源の情報発信	丸加高原や菜の花畑などの豊かな自然環境のPR	市 民 事業者 市	◆滝川市の豊かな自然について、SNSや広報・ホームページ・イベントなどを通じて、全国に向けてPRをします。
2) 豊かな自然資源の活用と保全	街路樹・公園の適正な維持管理	市 民 事業者	◆街路樹・公園の樹木などを維持するためのボランティア活動に参加し、自然環境への関心を深めます。
		市	◆公園の適切な維持修繕に努め、利用者の安全確保に努めます。 ◆街路樹の適正管理に努めます。
	良好な水辺環境の保全	市 民 事業者	◆川づくり活動に参加し、自然環境への関心を高めます。 ◆石狩川クリーンアップ作戦の参加など、河川的环境維持に協力します。
		市	◆河川への不法投棄の監視など河川の環境保全に努めます。
	自然体験など学習の提供	市 民	◆自然体験や自然観察会などの取組に参加し自然環境への関心を高めます。
		市	◆自然体験や自然観察会などの開催及び情報提供などに努めます。

イ 豊かな農業環境の保全と活用

項目	取組	主体	取組（行動）内容
1) 環境にやさしい農業や地産地消などの推進	減化学合成農薬・減化学肥料などの環境保全型農業の普及・啓発	市 民	◆減化学合成農薬・減化学肥料などの環境保全型農業の理解を深めます。
		事業者	◆減化学合成農薬・減化学肥料などの環境保全型農業に取り組みます。 ◆用排水路など地域の共同管理している箇所環境の維持に努めます。
		市	◆減化学合成農薬・減化学肥料などの環境保全型農業の情報提供や支援に努めます。
	地産地消の推進	市 民	◆地元農畜産物の積極的な購入や中食・外食においては地産地消認定店の活用や地元農畜産物を活用したメニューを選ぶなど地産地消を推進します。
		事業者	◆地元農畜産物を活用したメニュー提供やレシピのPRなどを行い、普及に努めます。
		市	◆地産地消の給食の実施に努めます。 ◆地元農畜産物のPRに努めます。
	食育の推進	市 民	◆日常生活の中で健全な食生活の維持に努め、食を通じて自然の恩恵に対する理解を深めます。
		事業者	◆食育に必要な地元農畜産物や場の提供に努めます。
		市	◆食育を実践するため、行政機関や関係団体、事業者などと連携調整に努めます。
2) 農業とのふれあいの場の提供・確保	農業体験の普及啓発	市 民	◆農業体験などの事業に参加します。 ◆市民農園などを活用します。
		事業者	◆農業体験などを受け入れることができる体制の整備を行います。 ◆農業体験学習の講師として行政などに協力します。 ◆体験農園などの企画・運営を行政などと協力して行います。
		市	◆農業体験学習を実施します。 ◆市民農園などの情報提供を行い、市民の利用を促進します。

(3) 成果指標

自然環境・農業

No.	指 標	目 標（令和7年度）
1	エコネット登録団体の自然保護 活動参加人数	計画期間における累計 8,700人

No.	指 標	目 標（令和7年度）
2	農業体験授業（事業）の実施校数 （保育所・幼稚園を含む。）	計画期間における累計 150校

4 環境コミュニティ（人とのつながり）

(1) 基本目標：みんなが学び、共有することにより環境保全の環^わが広がるまち

(2) 主体ごとの取組（行動）内容

ア 環境に関する情報の発信と共有

項目	取組	主体	取組（行動）内容
1) 情報の提供と共有	地域における環境活動の取組状況などの情報収集や情報提供	市 民	◆たきかわエコネットに登録した団体などの取組状況への関心を深めます。
		事業者	◆環境に関する事業の実施・情報提供を行います。
		市	◆環境基本計画に基づき実施された状況を明らかにするために年次報告書を作成し、公表します。 ◆各環境団体にたきかわエコネットへの登録を促し、それらの環境活動の情報を発信し共有することで、活動への参加を促進します。 ◆たきかわエコネットに登録した団体などを支援し、それらの結びつきを強め、活動の活性化につなげます。

イ 環境教育の充実

項目	取組	主体	取組（行動）内容
1) 環境学習・環境保全活動の促進	環境学習・環境保全活動に関するイベントの実施	市 民	◆環境学習・環境保全活動に関するイベントに参加します。 ◆環境に配慮した行動を実践できるよう、学習し、理解を深めるとともに学んだことから自発的な興味・関心を広げます。
		事業者	◆事業所を環境学習の見学の間として提供するなど環境学習の取組の支援・協力を行います。
		市	◆環境市民大会を開催し、環境に関する情報提供に努めます。 ◆環境学習・環境保全活動に関するイベントの開催に当たっては、市内の実践者などの人材に協力を求めます。
	次世代エネルギーパークの活用	市 民	◆次世代エネルギーパークを活用した環境学習に参加します。
		事業者	◆次世代エネルギーパークを活用した環境学習への協力を行います。
		市	◆次世代エネルギーパークを活用した環境学習を行います。
	環境学習リーダーの育成	市 民	◆環境学習リーダー養成講座を受講し、環境についての知識を習得します。
		事業者	◆環境学習リーダー養成のため事業者が保有している環境情報や実践している環境保全活動について、情報提供を行い、身近な環境学習の創出に協力します。
		市	◆環境学習リーダー養成講座を継続し、リーダーの育成を推進します。

（３）成果指標

環境コミュニティ

No.	指 標	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
1	環境学習リーダーの人数	令和元年度まで 316人	累計（第1次計画から） 350人

No.	指 標	目標
2	環境市民大会における参加者の平均評価点	計画期間中の平均 85点以上

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画推進のための体制・組織

この計画に基づき必要に応じて、環境関連の施策の検討及び計画の策定を行います。所管分野と環境分野が重なる分野においては、各担当課で連携し、事業の推進と情報発信を行います。

また、条例に基づく諮問機関として滝川市環境市民委員会を置きます。

(1) 市の推進体制

市の様々な部門に關係する環境基本計画の推進のため、關係各課が必要に応じて施策の検討・計画の策定を行うとともに計画の推進に当たっての課題などを共有し、適切に連携し、更なる推進につなげます。

(2) 滝川市環境市民委員会

滝川市環境市民委員会は、この計画の策定及び変更に関わる調査審議を行い、この計画に基づき実施される施策などに関し、その成果及び実施状況について評価検討を行うことが条例で定められています。

2 推進の方針

この計画を実行性のあるものとし、円滑に推進していくためには、市民・事業者と連携して進めることが必要不可欠であることから、次のような方針で連携・協働を進めていくこととします。

(1) 市民や事業者との連携

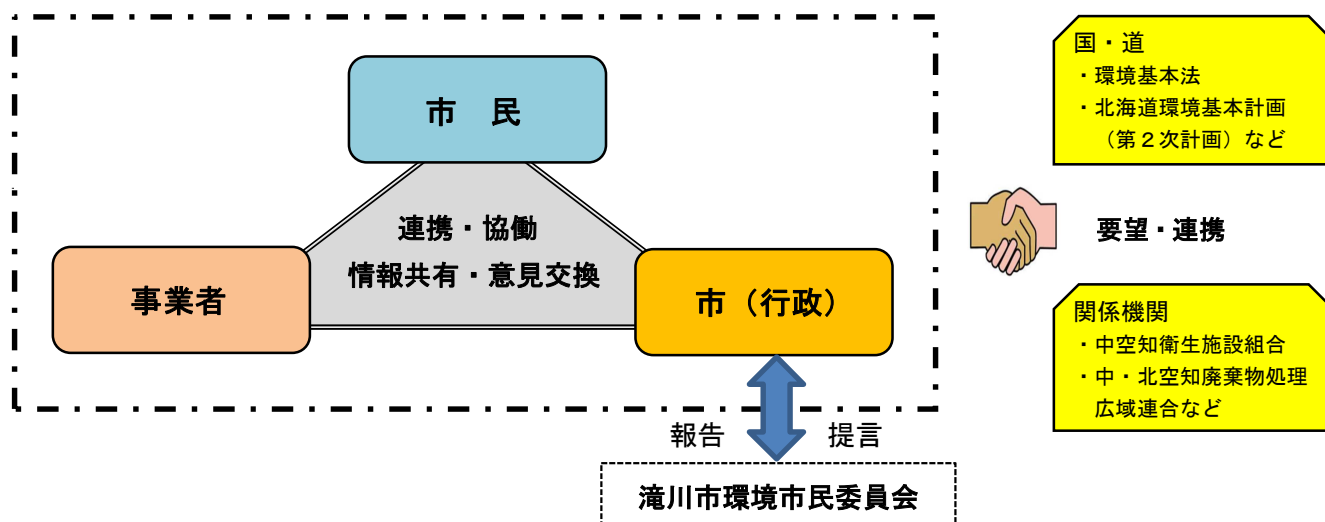
市民・事業者・市が推進主体となり、個々に、又は連携して活動や事業ごとに効果的な取組を進めることができるよう、適切な方法で連携・協働するように努めます。

また、事業の実施に当たっては、情報の共有や意見交換など推進主体が連携し、ネットワークを構築しながら計画を推進します。

(2) 他の自治体や国・北海道などとの連携

複数の市町村が関わる広域的な問題などについては、関係市町村や国、北海道などと連携した取組を進めるほか、必要に応じて国や道への要請を行い、広域的な視点からの取組を推進します。

図 11 計画の推進



3 計画の進行管理

この計画を推進し、目指すべき環境の姿の実現を図るため、毎年定期的に全ての市の環境関連施策の実行状況を集約し、施策の効果の把握・評価を行い、継続的に改善を図ります。

以上のような状況把握と評価を行った上、滝川市環境市民委員会の意見などを参考に取組内容が継続的に向上していくよう見直しに努めていくこととします。

集約した環境施策の状況については、進捗状況などを点検し、滝川市環境市民委員会に報告し、条例で定める「年次報告書の作成及び公表」の規定に基づき、ホームページなどで市民に公表します。

また、分野ごとに設定した成果指標についても、毎年確認を行い、評価を行います。



○成果指標における数値目標の考え方

1 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ（資源ごみを除く。））

【数値目標】

当初目標 **令和 7 年度** **500 g** ← **平成26年度** **561 g**

変更後目標 **令和 7 年度** **580 g** ← **令和元年度** **602 g**

◇計算式 1 人 1 日当たりごみ排出量（g／人・日）＝

ごみ総排出量（t）／総人口（人）／365or366（日）×10⁶（g/t）

[26年度] 8,513 41,589 365 =561g

[元年度] 8,685 39,414 366 =602g

[7 年度] 7,646 36,120 365 =580g

◇目標設定の考え方◇

- ・市民のごみ減量化の努力がわかりやすいように家庭系ごみ（資源ごみを除く。）に限定しました。
- ・ごみ総排出量の当初目標値は、平成23年 3 月に策定した滝川市一般廃棄物処理基本計画・ごみ処理基本計画（以下「平成23年処理基本計画」という。）によるものです。
なお、ごみ総排出量の算出に当たっては、同計画における家庭系ごみに含まれる資源ごみの数値が248 t と平成26年度の実績値657 t とかい離していたことから同値に置き換えています。
- ・平成29年 2 月に策定した滝川市一般廃棄物処理基本計画・ごみ処理基本計画（以下「平成28年処理基本計画」という。）の令和 8 年度の間目標値で580 g となっていることから、計画との整合を図り目標の数値を変更します。

2 リサイクル率

【数値目標】

当初目標 **令和 7 年度** **25.0%** ← **平成26年度** **20.5%**

変更後目標 **令和 7 年度** **25.0%** ← **令和元年度** **21.2%**

◇計算式 リサイクル率（％）＝

（資源化量（資源回収以外）（t） ＋ 資源回収量（t））／（ごみ総処理量（t）＋資源回収量（t））×100

[26年度] 1,494 1,766 14,118 1,766 =20.5%

[元年度] 1,575 1,452 12,844 1,452 =21.2%

[7 年度] 1,502 1,450 12,523 1,450 =21.1%

◇目標設定の考え方◇

- ・資源回収量・ごみ総処理量の当初目標値は、平成23年処理基本計画によるものです。
- ・資源化量（資源回収以外）の目標値は、ごみ総処理量に対する資源化量（資源回収以外）の占める割合を12％（平成26年度実績値約 9％）として算出しています。
- ・北海道が定める目標値は30％（令和元年度）ですが、この目標値は「ガス化」や「たい肥化」の資源化を含めています。本計画ではこれらを除いて設定していることから、従来通りの基準により変更なしとしました。

3 滝川市の公共施設におけるエネルギー消費量

【数値目標】

当初目標 **令和7年度** **4,250kℓ** ← **平成26年度** **4,765kℓ**

変更後目標 **令和7年度** **4,250kℓ** ← **令和元年度** **4,387kℓ**

◇目標設定の考え方◇

- ・市の公共施設において使用する燃料及び電気の使用量を原油換算した値について、平成26年度から毎年1%削減していった数値を目標値としています。
- ・目標とした年1%の低減は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律において努力目標とされている数値と同比率となります。
- ・変更後目標は当初目標通り変更なしとしました。

(単位：kℓ)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4,765	4,667	4,765	4,621	4,572	4,525	4,478	4,432	4,386	4,340	4,295	4,250

4 エコネット登録団体の自然保護活動参加人数

【数値目標】

当初目標 **計画期間における累計** **8,700人**

変更後目標 **計画期間における累計** **8,700人**

◇目標設定の考え方◇

- ・平成26年度におけるエコネット登録団体の実施した自然保護活動の参加人数延べ764人がそれぞれ参加者を10%ずつ増加させるとともに、自然保護活動未実施団体・新規登録団体による新たな自然保護活動による参加者を年300人として目標値を算出しました。
- ・参加人数累計は7,080人となり、当初目標を達成可能と思われるますが、目標を変更せずに、より多くの参加を目指し変更なしとしました。

5 農業体験授業（事業）の実施校数（保育所・幼稚園含む。）

【数値目標】

当初目標 **平成28年度からの累計150校**

変更後目標 **平成28年度からの累計150校**

◇目標設定の考え方◇

- ・次世代を担う児童や生徒及び学生を対象として、農業についての理解や関心を深めてもらうことを目指し平成28年度からの市内学校及び保育所・幼稚園における農業体験授業（事業）の実施校数の累計を150校とします。

【参考】第1次計画の農業体験授業（事業）実施校数 目標値（平成23～27年度累計）40校

- ・実施校数の累計は令和元年度で60校で、学校の統廃合も予定されており達成が難しい状況ですが、当初目標通り変更なしとしました。

6 環境学習リーダーの人数

【数値目標】

当初目標 第1次計画から、令和7年度まで累計350人

変更後目標 第1次計画から、令和7年度まで累計350人

◇目標設定の考え方◇

- ・第1次計画における環境学習リーダー養成講座の参加人数延べ175人と同数の参加人数を得ることを目標としました。
- ・目標値に上積み要素分を加算していませんが、講座の検証を予定しており、量より質を重視する基本方針を想定していることから、これに基づき目標値を算出しました。
- ・令和元年度までの環境学習リーダー養成講座の参加人数は316人となり、当初目標を達成可能と思われることから目標を変更せず、より多くのリーダー養成を目指します。

7 環境市民大会における参加者の平均評価点

【数値目標】

当初目標 計画期間中の平均 85点以上

変更後目標 計画期間中の平均 85点以上

◇目標設定の考え方◇

- ・環境市民大会の参加者による平均評価点については、第1次計画に引き続き質の向上に努めるべく参加者に対するアンケートを実施することとし、その評価点については、満点100点に対して、85点以上を確保することとします。
- ・令和元年度の平均得点は90.4点となり、当初目標を達成しておりますが、目標は変更せず、より高い得点を目指していきます。



○環境都市宣言

わたしたちのまち滝川は、石狩川と空知川に育まれた豊かな大地と自然の恵みを受けて、健康で文化的なまちとして発展してきました。

しかし、今、人々の営みは、豊かな自然や調和のとれた自然環境に大きな影響を与えています。

21世紀を迎え、わたしたちは、地域の優れた環境を再生し、美しい地球を未来に引き継ぐため、環境にやさしいまちづくりに努めることを誓います。

平成15年 1 月 1 日

滝 川 市

○滝川市環境基本条例

制 定 平成16年 9 月17日 条例第18号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創出に関する基本的施策（第 8 条―第26条）

第 3 章 市民参加の制度的保証（第27条―第30条）

附則

滝川市は、北海道のほぼ中央に位置し、石狩川と空知川によって育まれた肥よくな大地と四季折々の豊かな自然を背景に、様々な都市機能を有する中空知の中核都市として発展してきた。

しかし、経済的発展や都市化の進展によって私たちの生活が便利になった反面、人々の営みが身近な環境を汚染すると同時に、広域的な生態系や地球規模の環境にまで影響を及ぼすようになった。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受けることが必要であり、豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

そのためには、私たちのあらゆる行動が環境に影響を与えることを自覚し、それぞれの主体が互いに協力し合い、環境への負荷の低減に努めなければならない。

このような認識の下、私たちは自らが参加し、地域の特性を生かした環境の保全と創出に努め、環境と経済が調和する持続可能な社会の実現を目指して、ここに滝川市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出に関する基本理念を定め、並びに市民、市民団体、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的にその施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創出は、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創出は、河川をはじめとするあらゆる水環境の保全及び人と自然の共生に向けて、積極的に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創出は、環境に優しい持続可能な農業の促進に向けて、積極的に推進されなければならない。

4 環境の保全及び創出は、市民の主体的な参加と自主的な取組の下、積極的に推進されなければならない。

(各主体の連携)

第3条 市民、市民団体、事業者及び市は、それぞれの役割の中で、環境の保全及び創出についての責務を果たすとともに、互いに公平かつ対等の立場で連携していかななければならない。

2 市民、市民団体及び事業者は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、第2条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、自ら環境の保全及び創出に努めなければならない。

(市民団体の責務)

第5条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に関する活動が円滑に進められるように市民が参加できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民団体は、環境の保全及び創出に関する活動を積極的に推進するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生じる公害を防止し、良好な環境を保全するために自ら適切な措置を講じなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に関する基本的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境への配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(広域的な環境保全)

第9条 市は、自らが策定する施策について、市域のみならず、広域的な観点に立って、環境保全が図られるように努めるとともに、広域的な策定及び実施を必要とする施策については、国や他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

（環境基本計画及び地域行動計画の策定）

第10条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を計画的に推進するため、環境基本計画を策定し、環境の保全及び創出に関する長期的な目標並びに施策の基本的な事項について定めるものとする。

2 市は、環境基本計画と併せて、各主体別の行動内容を示す地域行動計画を策定するものとする。

3 市は、環境基本計画及び地域行動計画（以下「環境基本計画等」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、市民、市民団体及び事業者の意見を聴かなければならない。

4 市は、環境基本計画等を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画等の変更について準用する。

（年次報告書の作成及び公表）

第11条 市は、毎年、市民に環境の状況、環境への負荷の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

（経済的負担）

第12条 市は、環境の保全及び創出のため、適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずることができるものとする。

（施設の整備）

第13条 市は、環境の保全及び創出に関する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第14条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、体制の整備その他の措置を講じなければならない。

（財政上の措置）

第15条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第16条 市は、環境の保全及び創出に関する情報を適切に収集し、提供するように努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の支援）

第17条 市は、市民、市民団体及び事業者による環境の保全及び創出に関する自発的な活動がより効果的に促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

（良好な水環境の保全等）

第19条 市は、河川等の良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（森林及び緑地の保全等）

第20条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全と調和した農業の促進）

第21条 市は、環境への負荷の低減及び安全な食糧の生産を図るため、肥料及び農薬の適正な使用その他の措置により、環境の保全と調和した農業が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（公害の防止）

第22条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講ずるものとする。

（化学物質に関する情報の収集等）

第23条 市は、人の健康を損なうおそれがある化学物質について情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境美化の促進等）

第24条 市は、環境美化の促進及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等の推進）

第25条 市は、市民、市民団体及び事業者が、環境の保全及び創出についての理解を深め、活動が促進されるように環境の保全及び創出に関する教育及び学習を推進するための必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境保全の推進）

第26条 市は、市民、市民団体及び事業者と協力して、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 市民参加の制度的保証

（市民の意見を聴く場の設置）

第27条 市長は、良好な環境の保全及び創出に関する基本的な施策の策定及び実施状況に関し、定期的に市民から環境保全上の意見を聴く場を設けなければならない。

（滝川市環境市民委員会の設置）

第28条 環境基本計画等の策定及び変更にかかわる調査審議を行い、環境基本計画等に基づき実施される施策等に関し、その成果及び実施状況について評価検討を行うため、滝川市環境市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10名以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、市民並びに市民団体及び事業者から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに公募により選出された者により構成し、市長が委嘱する。

（委員会の提言）

第29条 委員会は、市長に対し、委員会において調整された意見等を提言するものとする。

2 市長は、前項の規定による提言を受けたときは、その内容を尊重して適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（委任）

第30条 前2条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

○滝川市環境市民委員会規則

制 定 平成16年 9 月 29 日 規則第28号

改正 平成18年 6 月 28 日 規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、滝川市環境基本条例（平成16年滝川市条例第18号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき滝川市環境市民委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募により選出する委員の数)

第2条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）のうち、条例第28条第3項の規定により公募により選出する委員の数は、2人以上とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席要求等)

第6条 委員会は、委員会の運営上必要があると認めるときは、関係機関の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部くらし支援課において処理する。

〔平18規則56・一部改正〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成18年 6 月 28 日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、（中略）第6条による改正後の滝川市環境市民委員会規則（中略）の規定は、平成18年 4 月 1 日から適用する。

資料 5

○滝川市環境市民委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	高瀬 慎二郎	㈱空知自動車学園
副委員長	栗井 康裕	滝川市校長会
委 員	石川 美雪	公募
委 員	石谷 収希	公募
委 員	岡崎 慎二	北海道電力ネットワーク㈱滝川ネットワークセンター
委 員	菅原 健太	國學院大學北海道短期大学部
委 員	高橋 静子	滝川市消費者協会
委 員	溝渕 清彦	環境省北海道環境パートナーシップ オフィス (EPO 北海道)

令和 2 年12月現在

(敬称略)

資料 6

○滝川市環境市民委員会開催経過

開 催 日	内 容
平成 28 年 8 月 17 日	年次報告書の作成及び公表について
平成 28 年 11 月 29 日	評価シートについて
平成 28 年 12 月 20 日	評価シートについて 滝川市の環境施策に関する評価報告及び提言書について
平成 29 年 1 月 17 日	市長への評価報告書の提出
平成 29 年 7 月 6 日	委員長及び副委員長の選出 第 2 次滝川市環境基本計画・地域行動計画 年次報告書について
平成 29 年 10 月 31 日	第 2 次滝川市環境基本計画・地域行動計画 年次報告書について 二酸化炭素排出抑制対策事業について
平成 30 年 1 月 25 日	評価シートについて 滝川市の環境施策に関する評価報告及び提言書について
平成 30 年 8 月 22 日	第 2 次滝川市環境基本計画・地域行動計画 年次報告書について 評価シートについて 二酸化炭素排出抑制対策事業について
平成 31 年 1 月 23 日	評価シートについて 滝川市の環境施策に関する評価報告及び提言書について
令和元年 8 月 30 日	委員長及び副委員長の選出 第 2 次滝川市環境基本計画・地域行動計画 年次報告書について
令和 2 年 1 月 27 日	評価シートについて 滝川市の環境施策に関する評価報告及び提言書について
令和 2 年 7 月 23 日	委員長等の選出 第 2 次滝川市環境基本計画・地域行動計画 年次報告書について



エコたっくん

エコたきくん

エコ美ちゃん

エコぼん

第2次 滝川市環境基本計画・地域行動計画(改訂版)

滝川市 市民生活部 くらし支援課

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

TEL : 0125-28-8013 (直通)

FAX : 0125-24-0154

E-mail : kurasi@city.takikawa.hokkaido.jp